

新図書館等複合施設の活用アクションプラン策定等業務委託 仕様書

1 業務名称

新図書館等複合施設の活用アクションプラン策定等業務委託

2 業務目的

令和7年度秋にオープン予定の新図書館等複合施設は、図書館、子育て支援、生涯学習、市民交流などの機能を併せもつ施設であり、中心市街地の立地条件や都市機能をはじめ、地域住民や市民団体などを主体とした様々な活動等とも有機的に連携・融合することによって、市の中心的な拠点施設として、市民の暮らしやすさと子育て支援の充実、中心市街地の活力向上を図ることを目指している。

特に中心市街地の活力向上に向けては、行政のみならず、子どもから高齢者、女性、商工関係者、市民団体、専門家などによる市民ワークショップを開催し、その意見やアイデア等を反映した官民共創による新図書館等複合施設を活用した賑わいづくりのアクションプランとしてまとめるとともに、市民ワークショップを入口として、新図書館等複合施設への市民意識を高め、運営に参画する市民サポーター、さらには中心市街地の賑わい創出へとつながる市民関係者のネットワークづくりを支援することを目的とする。

3 業務機関

契約の日から令和7年3月21日（金）

4 業務内容

次の計画や設計等の内容を踏まえて、以下(1)から(3)に掲げる業務を実施すること。

- ・ 妙高市図書館整備基本構想
- ・ 妙高市立地適正化計画
- ・ 新図書館等複合施設整備計画
- ・ 新図書館等複合施設建設工事設計書

(1) 新図書館等複合施設の活用に向けた市民ワークショップの企画運営とアクションプラン策定

- ・ 新図書館等複合施設を活用した官民共創による賑わい創出に向けて、子どもから高齢者、女性、商工関係者、市民団体、専門家など幅広い市民によるワークショップを3回以上開催し、参加者等とともに実効性の高い賑わいづくりのアクションプランとして取りまとめること。
- ・ 市民ワークショップ開催にあたっては、必要に応じて専門的な知識やノウハウを有する大学や団体、企業、個人を講師やアドバイザー、ファシリテーターとして招聘するなど議論を活性化するために効果的な手法を用いること。

(2) 新図書館等複合施設の活用促進に向けた提案・助言等の支援

- ・図書館、子育て支援、生涯学習、市民交流などの機能を併せもつ新図書館等複合施設の特性を踏まえて、市民が主体となった学びや交流の推進などの利用者行動、ニーズ、課題、検討プロセス等を、市民ワークショップでレクチャーするとともに、新図書館等複合施設の活用促進に向けた効果的な先進事例や取組、手法の提案及び助言等の支援をすること。

(3) 新図書館等複合施設を活用した中心市街地の賑わい創出の提案・助言等の支援

- ・新図書館複合施設を活用した中心市街地の賑わい創出に向けて、妙高市の現状を踏まえた中心市街地の利用者行動、ニーズ、課題、検討プロセス等を分析し、市民ワークショップでレクチャーするとともに、新図書館等複合施設を拠点に子どもや学生、若者、子育て世代などの新たな人の流れが中心市街地へと回遊し、賑わいを創出するための効果的な先進事例や取組、手法の提案・助言等の支援をすること。
- ・市民ワークショップを入口に、参加者等には新図書館等複合施設の運営協力者（サポーター）、さらには中心市街地の賑わいづくりの主体としてステップアップも期待していることから、今後につながる市民等の意識醸成や、関係者のネットワークづくりを支援すること。

5 留意事項

- (1) 妙高市と情報共有、協議調整しながら業務を実施すること。
- (2) 受託者は、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報については、目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。本業務終了後もまた同様とする。
- (5) 本業務の実施に伴う成果品等作成した資料の著作権は、全て妙高市に帰属するものとし、承諾を受けずに他へ公表、貸与等はできない。
- (6) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または、請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、妙高市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (7) 本業務の会計書類や会計帳簿等は、業務実施終了後の翌年度から5年間保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は協力すること。

6 その他

この仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議して決定する。